

保健所機能等検討調査業務委託

公募型プロポーザル実施要項

久留米市 総務部 総務課

## 1 目的

本要項は、「保健所機能等検討調査業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

保健所機能等検討調査業務

### (2) 業務内容

次の項目について、効果的かつ効率的な課題解決を念頭に置いた調査、分析及び資料の作成等を行う。なお、業務に関する詳細は、保健所機能等検討調査業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

①保健所機能等の強化に資する検討

②必要となる施設整備等に関する検討

③上記②の各シミュレーションにおける評価、比較検討資料の作成

### (3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで（11月：中間報告、1月：確定報告、3月：成果物の納品）

## 3 提案額の上限

15,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

## 4 実施形式

公募型

## 5 スケジュール

(1) 公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年7月 1日（金）

(2) 質問書の提出期間・・・・・・・・令和4年7月 1日（金）～7月13日（水）

(3) 質問書に対する回答・・・・・・・・令和4年7月15日（金）

(4) 参加申込書の提出期間・・・・・・・・令和4年7月 1日（金）～7月22日（金）

(5) 資格審査結果の通知・・・・・・・・令和4年8月 3日（水）

(6) 企画提案書等の提出期間・・・・・・・・令和4年7月 1日（金）～8月10日（水）

(7) プレゼンテーションの実施・・・・・・・・令和4年8月24日（水）【予定】

(8) 審査結果通知書の送付・・・・・・・・令和4年8月29日（月）【予定】

(9) 契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年8月下旬【予定】

## 6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと

(3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること

(4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること

- ・久留米市内 … 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
  - ・久留米市以外の福岡県内 … 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと
  - (8) 過去10年間に、地方公共団体の課題解決に資する検討調査業務（基本構想等の施設整備関連含む）を地方公共団体から直接受託し、かつ、その委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること

## 7 質疑・応答

### (1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「17 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

### (2) 受付期間

令和4年7月1日（金）～令和4年7月13日（水）午後5時15分まで

### (3) 回答方法

令和4年7月15日（金）までに、質問に対する回答一覧を市HPに掲載する。

## 8 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、イ、ウは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

提出書類		部数
① 参加申込書等の提出書類		
ア	参加申込書（様式第2号）	1部
イ	登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部
ウ	納税（滞納なし）証明書（次頁参照）	1部
エ	参加資格に係る申立書（様式第3号）	1部
オ	役員等調書及び照会承諾書（様式第4号）	1部
カ	委任状（様式第5号）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）	1部
キ	会社概要書（様式第6号）	1部
ク	業務実績書（様式第7号）	1部
ケ	業務の実施体制調書（様式第8号）	1部
② 提案書等の提出書類		
コ	企画提案書（「9 企画提案書作成方法」を参照）	8部
サ	価格提案書（様式第9号）	1部

(参照) 納税証明書 (参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類)

所在地区分		税区分		納税 (滞納なし) 証明書	
			税目	法人	個人
市外	県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	市外かつ 県内	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内		久留米市税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び 国民健康保険料 に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—	

(例1 : 市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2 : 県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

## (2) 提出期間及び時間

上記(1)提出書類のうち、①参加申込書等の提出書類

- ・令和4年7月1日(金)から令和4年7月22日(金)(土日祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時15分まで

上記(1)提出書類のうち、②提案書等の提出書類

- ・令和4年7月1日(金)から令和4年8月10日(水)(土日祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時15分まで

## (3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

## (4) 提出先

「17 問い合わせ先」に記載する担当窓口

## 9 企画提案書作成方法

### (1) 様式等の形式

ア 表紙 「保健所機能等検討調査業務企画提案書」と記載

イ 様式 A4版縦型・両面印刷・長辺綴じ  
印刷の色は、カラー、白黒を問わない  
ページ番号を付すこと

ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き(ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りではない)

エ 提出部数 8部(正1部、副7部)。副7部は会社名を除く  
上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出

オ 制限枚数 表紙を除き、30ページ以内とする

(2)構成と評価内容

- ア 提案書は、下表に示す構成とすること。（「別紙」評価基準を踏まえ、評価項目に沿った記載とすること。なお、価格提案は企画提案書には記載しないものとする。）
- イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

構成		評価内容
1	基本方針	○保健所機能等検討調査業務の意義等を踏まえ、本業務の実施方針や実施フロー、業務量等を記載すること。
2	企画提案	○保健所機能や面積等について、既存施設の現状や課題を踏まえた検証を行うに当たって、必要な事項を提案すること。 ○先進事例との比較調査や社会情勢の変化等を踏まえた将来予測などにもとづき、保健所のあり方を検討するに当たって、必要な事項を提案すること。 ○仕様書の目的や内容等を反映した、有効かつ実現性の高い提案内容とすること。また、各シミュレーションにおける評価の基準や項目については、政策の判断に資する十分に効果的なものとする。こと。 ○図面及び報告書については、比較検討に資する内容とする。こと。 ○仕様書以外の内容で、本市にとって有益な追加提案があれば、記載すること。
3	実施体制	○配置を予定している管理責任者や技術者、担当者の資格・実績、及び業務の実施体制 <sup>※1</sup> 、担当者の配置状況等を記載すること。
4	業務実績	○本業務に活かすことのできる同種 <sup>※2</sup> ・類似業務 実績をその概要とともに記載すること。

※1 複数の企業等で実施体制を構築する場合には、その全てを記載

※2 同種業務・・・保健所に関する検討調査業務

類似業務・・・庁舎等に関する検討調査業務

10 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、「保健所機能等検討調査業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」が審査する。

(1)プレゼンテーション実施日

令和4年8月24日（水）【予定】

(2)実施場所

資格審査の結果、資格があると通知する者に対して別途通知する。

(3)提案時間 20分

(4)質疑応答 10分

(5)参加人数 3人以内

(6)留意事項

ア 提出した企画提案書のみで提案を行うこと。その他、追加資料等は認めない。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明は行わないこと。

ウ 審査は、非公開とする。

1.1 候補者の選考方法

(1)審査委員会が提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより、提案内容を別紙「保健所機能等検討調査業務 企画提案書評価基準」に基づき審査し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、候補者を選定する。

(2)失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

(3)最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

1.2 審査結果

(1)通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2)通知時期 令和4年8月29日(月)【予定】

1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が「3 提案額の上限」を超過した場合

1.4 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 1 5 契約の締結

選定した候補者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたいうで契約を締結する。仕様書の内容は企画提案内容がすべて反映されるわけではなく、候補者との協議により最終的に決定する。

なお、選定した候補者との間で協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行うものとする。

## 1 6 その他

### (1)参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「1 7 問い合わせ先」に提出すること。

### (2)提出書類

ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出期間後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

### (3)著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### (4)異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 1 7 問い合わせ先

久留米市 総務部 総務課 （担当：金納、大石）

所在地：〒830-8520 福岡県久留米市城南町1 5 - 3 久留米市役所7階

電話：0 9 4 2 - 3 0 - 9 0 1 6

FAX：0 9 4 2 - 3 0 - 9 7 0 3

E-mail：soumu@city.kurume.lg.jp

(別紙)

保健所機能等検討調査業務 [ 企画提案書評価基準 ]

評価項目	評価基準	配点
基本方針	○保健所機能等検討調査業務の意義等を踏まえ、本業務の実施方針及び実施フローが明確である。	10点
	○業務内容に関する知識や重要事項を理解しており、業務量を的確に把握している。	5点
企画提案	①保健所機能等の強化に資する課題解決手法の検討 ○保健所機能や面積等について、既存施設の現状や課題を踏まえた検証に資する提案となっている。	10点
	○先進事例との比較調査や社会情勢の変化等を踏まえた将来予測などにもとづき、保健所のあり方を検討するに当たって十分な提案となっている。	10点
	②施設等の整備に関する比較検討 ○仕様書の目的・内容等を反映した、本業務にとって最も有効な実現性の高い提案内容であり、各シミュレーションにおける評価の基準や項目が、政策の判断に資する十分に効果的なものとなっている。	20点
	③成果物 ○整備シミュレーション毎の図面及び報告書（整備手法・期間・必要経費等）のイメージが明解であり、十分な比較検討に資する提案となっている。	10点
④追加提案 ○仕様書以外の内容で、本市にとって有益な追加提案をしている。	5点	
実施体制 (事務局判定分)	○管理責任者や技術者、担当者の資格・実績、及び業務の実施体制、担当者の配置状況が適切で、事業が適正に実施できる。	10点
業務実績 (事務局判定分)	○過去の同種・類似業務の実績等からみて、確実に委託業務を遂行できる能力を有している。	10点
価格提案 (事務局判定分)	○価格項目の配点×（全ての提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）した数値を少数第一位で四捨五入し評価。上限10点。	10点
合計		100点